

【イタリア】代理懐胎をめぐる法改正とその影響

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2004 年以降、代理懐胎の実施等が刑罰の対象となっているイタリアにおいて、2024 年 11 月、外国における代理懐胎の実施等も刑罰の対象に加える法改正が行われた。

1 関係規定

(1) 従来の規定とその適用

2004 年 2 月 19 日法律第 40 号「生殖補助医療に関する規範」¹（以下「2004 年法」）第 12 条第 6 項は、全ての形態の代理懐胎に関して、その実施、組織化及び宣伝を行う者に対し、3 か月～2 年の懲役及び 60 万～100 万ユーロ²（約 9660 万～1 億 6100 万円）の罰金を科すと規定している。2004 年法は具体的に規定していないが、代理懐胎には基本的に、①代理懐胎を行う女性の卵子と依頼カップルの男性の精子を人工授精させる方法と、②代理懐胎を行う女性の子宮に、依頼カップルの配偶子を体外受精して作成された胚（はい）を移植する方法がある³。①の場合、依頼カップルの女性と生まれた子に生物学的な関係はない。

この 2004 年法の規定が外国で実施された代理懐胎に適用されるか否かに関しては、2020 年 10 月、破棄院（民事事件及び刑事事件を管轄する最上級裁判所）が、刑法典⁴第 6 条⁵に基づいてイタリアの法律が適用されるためには、作為の全部又は一部がイタリア国内で行われることが必要であり、後者の場合、イタリアで行われた行為の部分が重要であり、外国で行われた残りの部分と明確かつ一義的に関連していることが必要との判断を示している⁶。この事案では、ウクライナで代理懐胎により子を得たカップルがイタリア国内で行った行為は、ウクライナのクリニックに一般的な情報を求める行為のみであったため、外国で行われた犯罪と判断された。そして、破棄院は、刑法典第 9 条第 2 項⁷に基づき、司法大臣の請求がない限り、外国で行われた犯罪を起訴することはできないとした。

(2) 2024 年の改正

2023 年 2 月、国内外における代理懐胎への非難⁸にもかかわらず、子を持つことができない

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 6 月 11 日である。

¹ L. 19 febbraio 2004, n.40, Norme in materia di procreazione medicalmente assistita. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² 1 ユーロは約 161 円（令和 7 年 6 月分報告省令レート）。

³ Fernando Santosuosso, *La procreazione medicalmente assistita: Commento alla Legge 19 febbraio 2004 n.40*, Milano: Giuffrè, 2004, p.75. 後述する 2004 年法改正法律案の提案理由においても、同様の認識が示されている。A.C. n.887, XIX Legislatura, pp.1-2. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.887.19PDL0024310.pdf>>

⁴ R.D. 19 ottobre 1930, n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice Penale.

⁵ 刑法典第 6 条は、「イタリア国内で罪を犯した者は、イタリアの法律に従って罰する。罪を構成する作為若しくは不作為の全部若しくは一部がイタリア国内で行われたとき、又は作為若しくは不作為の結果がイタリア国内で発生したときは、その罪はイタリア国内で犯したものとみなす」と規定している。以下、刑法典の翻訳に関しては、法務省司法法制調査部編『イタリア刑法典』法曹会、1978 を参照した。

⁶ Sent. Corte Cass. Pen., sez. III, 28 ottobre 2020, n.5198. <<https://www.eius.it/giurisprudenza/2020/735>>

⁷ 刑法典第 9 条第 2 項は、外国においてイタリアの法律により 3 年より短い期間の自由刑が定められている罪を犯したイタリア国民は、司法大臣の請求又は被害者の申請若しくは告訴を待って罰すると規定している。

⁸ 国内レベルでは、2016 年 3 月、国家生命倫理委員会が、代理懐胎を「女性及び譲渡行為の対象となる子供の尊厳を害する契約」と定義する動議を承認したこと、EU レベルでは、2015 年 12 月、「2014 年の世界における人権及び民

イタリア人カップルが外国（インド、アメリカ合衆国等）で代理懐胎を利用する「生殖ツーリズム（turismo procreativo）」が近年拡大しており、それへの対処が必要であることを理由として、代理懐胎の実施等が外国で行われた場合も処罰の対象とする 2004 年法改正法律案⁹が提出された。当該法律案は、イタリア刑法を適用すべき旨を定めた法律の特別規定があれば、外国で行われた罪をイタリアの法律に従って罰することができるのと定めた刑法典第 7 条を踏まえたものと説明されている¹⁰。

当該法律案をめぐっては、国会の審議において、女性の自由や尊厳を保護し、子供の商品化を避けるという目的を主張する¹¹与党側に対し、野党側でも、女性の身体の権利と尊厳を侵害する代理懐胎には反対としつつ、改正はイデオロギー的、プロパガンダ的なものであり、養子制度の見直し（対象の独身者や同性カップルへの拡大も含む。）で対処すべきとの主張がなされる¹²など議論を呼んだ。こうした与野党の対立は国会での表決結果にも影響を及ぼしたものの、当該法律案は、2023 年 7 月に下院で、2024 年 10 月に上院で可決され¹³、2024 年 11 月 4 日法律第 169 号「イタリア市民が外国で犯した代理懐胎罪の起訴可能性に関する 2004 年 2 月 19 日法律第 40 号第 12 条の改正」¹⁴（以下「2024 年法」）として成立した。2024 年法は、代理懐胎の実施等がイタリア市民によって外国で行われた場合も、イタリアの法律に従って（つまり、国内で行われた場合と同様に）罰する旨の規定を 2004 年法第 12 条第 6 項に加える 1 か条から成る。当該規定は、2024 年 12 月 3 日に施行された。

2 改正後の状況

2025 年 2 月、イタリア人同性カップルがアメリカ合衆国で代理懐胎により子を得た事案が、2024 年法により導入された規定の初めての適用対象として報道された¹⁵。報道によれば、当該カップルは 40 歳未満で、多国籍企業に勤務しており、子と共にアメリカ合衆国に当面とどまる意向を示している。当該カップルの弁護人は、アメリカ合衆国では代理懐胎を行う女性の権利が保護されていることや、当該カップルは代理懐胎を行った女性との関係を叔母や乳母のようなものとして維持したいと考えていることなどを述べ、代理懐胎への非難に対する問題提起を行った。

主主義に関する年次報告書」において「欧州議会は、女性の身体及び生殖機能を商品として利用することで女性の人間としての尊厳を損なう代理懐胎の慣行を非難する。特に発展途上国の脆弱な女性の場合には、生殖搾取（sfruttamento riproduttivo）及び金銭的又はその他の利益のための人体利用を伴う代理懐胎の慣行は、欧州連合が第三国との対話で用いることのできる人権関連文書において、禁止され、緊急の問題として取り扱われるべきと考えられる」と記述されたことが挙げられている。A.C. n.887, *op.cit.*(3), p.2. このほかにも、2017 年（イタリア）憲法裁判所判決第 51 号は、代理懐胎を「女性の尊厳を許し難いほどに侵害し、人間関係を深刻に損なう」慣行と述べている。Sent. Corte cost. 22 novembre 2017, n.272, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 20 dicembre 2017, n.51, p.128.

⁹ A.C. n.887, *ibid.* 提出者は、与党「イタリアの同胞」所属のヴァルキ（Maria Carolina Varchi）下院議員である。

¹⁰ 先に述べた刑法典第 9 条との関係でいえば、司法大臣の請求の有無に関係なく、無条件に処罰の対象となる。

¹¹ *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.121, XIX Legislatura, 19 giugno 2023, pp.3-4. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0121/stenografico.pdf>>

¹² *Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica*, Seduta n.232, XIX Legislatura, 16 ottobre 2024, pp.37-40. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1429779.pdf>>; *Il Sole 24 Ore*, 2024.11.19.

¹³ 下院の投票結果は、賛成 166、反対 109、棄権 4 であった。*Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.147, XIX Legislatura, 26 luglio 2023, p.Votazioni III. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0147/stenografico.pdf>> また、上院の投票結果は、賛成 84、反対 58 であった。*Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica*, *ibid.*, p.179.

¹⁴ L. 4 novembre 2024, n.169, Modifica all'articolo 12 della legge 19 febbraio 2004, n.40, in materia di perseguibilità del reato di surrogazione di maternità commesso all'estero da cittadino italiano.

¹⁵ *La Stampa*, 2025.3.17.